

指定通所リハビリテーション事業者の皆様へ

通所リハビリテーションのリハビリテーション提供体制加算につきまして、令和 2 年 2 月 18 日に以下の枠内のとおり、FAX でお送りいたしましたが、説明が不足している箇所がありましたので、補足させていただきます。

ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

令和元年 8 月 29 日の集団指導で以下のとおり事業者様にお伝えしました。

通所リハビリテーションのリハビリテーション提供体制加算について

例えば、所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合(24 単位)をとっている事業所があり、ある日、一人の利用者が通所リハの施設に到着後、急きょ体調不調等で早退し、その利用者の滞在時間が 3 時間だったとします。

この場合、所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合の 24 単位で算定するのか、それとも、所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合の 12 単位で算定するのかどちらになるのかですが、厚生労働省に確認したところ、体制加算であるため所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合の 24 単位での算定となります。

この件につきまして、解釈に疑義がございましたので以下のとおり改めて周知いたします。

集団指導時に一例として挙げた場合の 24 単位が算定できる前提条件として、同時に算定する基本報酬の時間が、リハビリテーション提供体制加算の時間と一致することが必要となります。

請求時は御注意いただきますようお願いいたします。

(担当 : 福祉部介護保険課 指導監査係 電話 23-6830 FAX 23-6857)

枠内太字下線部（基本報酬の時間が、リハビリテーション提供体制加算の時間と一致すること）につきましては、具体的には以下の場合が該当いたします。

- 1 当該月について、利用者ごとに算定するリハビリ提供体制加算のある時間帯が、基本報酬の時間帯と一度も重ならない場合

具体例

	項目	回数（回）
基本報酬	所要時間 3 時間以上 4 時間未満	1
リハビリテーション 提供体制加算	所要時間 6 時間以上 7 時間未満	1

上の表の具体例の場合、国民健康保険団体連合会より請求エラーとなるため、以下のとおり修正（基本報酬の時間が、リハビリテーション提供体制加算の時間と一致）していただきますようお願いいたします。

（修正箇所：**下線太字**）

	項目	回数（回）
基本報酬	所要時間 3 時間以上 4 時間未満	1
リハビリテーション 提供体制加算	<u>所要時間</u> <u>3 時間以上 4 時間未満</u>	1

補足

以下の場合には 1 には該当しません。適切な理由（例：急きょ体調不調等で早退）であれば算定は可能です。国民健康保険団体連合会には、この場合は請求エラーとならないと確認をとっております。

	項目	回数（回）
基本報酬	所要時間 6 時間以上 7 時間未満	10
	所要時間 3 時間以上 4 時間未満	2
リハビリテーション 提供体制加算	所要時間 6 時間以上 7 時間未満	12

- 2 1 以外の内容で請求エラーとなる場合

なお、国民健康保険団体連合会により、1 以外の場合で請求がエラーとなった場合につきましては、国民健康保険団体連合会と調整の上、ご対応いただきますようお願いいたします。また、その際は介護保険課指導監査係にもご連絡をいただきますようお願いいたします。

（担当：福祉部介護保険課 指導監査係 電話 23-6830 FAX 23-6857）